

添付法令資料 4 :

受取人及び管理人の登録に係る要件及び手続並びに報告の提出に関する
2018年12月19日付インドネシア共和国法務人権大臣規則 No.37 (目次)
同月20日施行

- 第1章 総則 (第1条及び第2条)
- 第2章 受取人及び管理人の登録に係る要件及び手続
 - 第1節 受取人及び管理人の登録要件 (第3条)
 - 第2節 受取人及び管理人の登録申請手続 (第4条ないし第8条)
- 第3章 受取人及び管理人の登録証明書の延長 (第9条ないし第11条)
- 第4章 受取人及び管理人のデータの保管 (第12条及び第13条)
- 第5章 受取人及び管理人の報告
 - 第1節 受取人及び管理人の任命報告 (第14条及び第15条)
 - 第2節 破産財産の事由及び職責履行の報告 (第16条及び第17条)
 - 第3節 事務所の住所移転の報告 (第18条)
- 第6章 登録からの受取人及び管理人の抹消 (第19条ないし第24条)
- 第7章 経過規定 (第25条)
- 第8章 終則 (第26条及び第27条)